

## 令和4年第7回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年4月27日(水) 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

照井 渉

佐藤 和美

高橋 隆紀

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 八重樫 義正

総務課長 高橋 博信

学校教育課長 平賀 英和

文化財課長 佐藤 康浩

学校給食センター所長 菊池 恵理子

中央図書館長 児玉 康宏

博物館長 渋谷 洋祐

鬼の館館長 小田島 孝

(2) まちづくり部

まちづくり部長 小原 学

生涯学習文化課長 小笠原 奈穂子

スポーツ推進課長 小田嶋 和広

(3) 健康こども部

子育て支援課長 久保田 達夫

## 6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案2件、協議1件が原案のとおり可決、承認された。

議案第9号 北上市立博物館協議会委員の任命について

議案第10号 北上市立鬼の館協議会委員の任命について

協議第5号 北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部改正について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和4年第7回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は4人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

教育長

(「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第9号「北上市立博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。博物館長。

博物館長

ただいま上程になりました議案第9号北上市立博物館協議会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

北上市立博物館協議会委員の内、北上市校長会推薦者である齋藤佳孝さんが退職に伴い退任したため、欠員となった協議会委員について、新たに同会より現二子小学校長菅原純さんを推薦いただいたため、令和4年5月1日付で、後任の委員として任命しようとするものであります。

新たな委員につきましては、学校教育者として活躍されており人格、識見とも優れた方であり、適任と確信しております。

なお、任期は令和4年5月1日から令和5年7月31日までの1年2箇月であります。

よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第9号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より、「特に無し」の発言あり)

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第10号「北上市立鬼の館協議会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。鬼の館館長。

鬼の館館長

ただいま上程になりました議案第10号北上市立鬼の館協議会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

協議会委員5名のうち1名が、令和4年度の教職員人事異動に伴い、委員を辞職したことから、その後任として、北上市校長会から推薦のありました北上市立いわさき小学校校長亀谷琢さんを任命しようとするものであります。

亀谷さんは、人格、識見とも申し分なく、委員として適任と確信して任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第10号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

鬼の館館長

選任区分については、教育関係者における学校教育の区分となります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第5号「北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部改正について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議第5号北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

国の令和4年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価が改正されたことから、就学援助費支給額を改正しようとするものであります。

この改正の施行日は公布の日とし、令和4年4月1日から適用するものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

2年に1度行われている子供の学習費調査の結果と、国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の開きが大きいことから、国の令和4年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価が改正されており、その内容を受け、当市の規定も改正するものとなります。

改正内容としましては、小学校における新入学児童生徒学用品費を3,000円増額するものとなります。予算としては、前年度支給実績等から55人と試算しております。

今後の流れとしては、本日の定例会においてご承認いただいた後、庁内手続きを経て、令和4年6月初旬に公布したいと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第5号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第5号は、原案のとおり

承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時30分)